

富士山火山防災対策共創事業業務委託に係る  
企画提案実施要項  
(公募型プロポーザル方式)

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査の上、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

## 1 業務の目的

令和5年6月、活動火山対策特別措置法（活火山法）の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月の法施行により国に設置される火山調査研究推進本部の下、火山に関する観測、調査、研究が一元的に推進されるとともに、地方自治体においては、情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することや専門家の育成や確保に努める等が求められている。

また、本県でも、令和5年3月、富士山火山避難基本計画を策定したが、住民及びインバウンド需要の回復に伴い増加した登山者・観光客を対象として、富士山が噴火した際に「短時間で多くの人々を安全かつ確実に避難させる必要」があることから、富士山火山防災対策の更なる充実・強化が求められている。

しかし、火山防災対策の充実・強化にあたって必要不可欠となる、火山防災対策に資する製品やシステム等の開発については、火山研究機関である富士山科学研究所「官」（県、市町村等）や火山についての基礎研究を行う「学」（研究所、大学等）などの公的機関だけでは対応できない。その解決には「民」（産業界）の力が必要であるが、発生頻度の低い火山災害に関する知見が産業界では十分でない。

これを踏まえ、本県の充実した火山研究の知見を活用して火山防災に取り組もうとする企業を支援・育成して産業化し、タイアップして防災力の向上に繋げていくことを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名称

富士山火山防災対策共創事業業務委託

### (2) 業務内容

別紙「富士山火山防災対策共創事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### (4) 委託料上限額

金5,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示

すためのものである。

(5) 契約者（発注者）

山梨県富士山科学研究所副所長

3 企画提案の参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人または団体とする。

- (1) 法人税、法人事業税、消費税を滞納していない者であること。
- (2) 募集開始の日から審査結果通知日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続を行っていない者（更生手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、または法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ・ 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人または営業を許可されていない未成年者
  - ・ 破産者で復権を得ない者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	留意点	部数
①参加表明書	様式第1号	添付書類として、次の書類を全て添付すること。 ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ・ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（その3の3）【税務署発行】 ※いずれも、3箇月以内を取得した原本とする。	1部

②誓約書	様式第2号		1部
③企画提案書	様式第4号 ※企画提案書本体は任意様式とする。	仕様書に記載の実施内容について網羅するとともに、次の項目についても記載すること。 ・業務実施体制（体制図） ・類似業務の実績（業務名、発注機関名、契約期間、業務の概要等） ・実施方針、工程 ※仕様書の記載事項以外の提案や内容変更に関する提案があれば提案書に記載すること。内容によっては、双方協議の上、仕様書の修正を行い、契約を行う。	6部
④会社概要	任意様式	名称、代表者氏名、所在地、従業員数、資本金等について記載すること。また、パンフレットなど参考となる資料があれば添付すること。	6部
⑤見積書	任意様式	仕様書の実施項目及び費目ごとの内訳を明示すること。	6部

## (2) 提出期限

- ・前記(1)①及び②の書類（参加表明書等）  
令和6年2月27日（火）17時まで（必着）
- ・前記(1)③～⑤の書類（企画提案書等）  
令和6年3月8日（金）正午まで（必着）

## (3) 提出先及び問い合わせ先

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1  
山梨県富士山科学研究所 総務・企画課  
TEL 0555-72-6211  
メールアドレス fujisanlb@pref.yamanashi.lg.jp

## (4) 提出方法

持参または郵便等により、期限までに必着のこと。  
なお、郵便等による提出の場合は、投函日等を電子メールにより連絡すること。

## 5 企画提案に係る質問及び回答

### (1) 受付期間

令和6年2月6日（火）～令和6年2月27日（火）17時まで

## (2) 質問方法及び送付先

提案に関する質問書（様式第3号）により電子メールにて次の宛先に送信すること。

山梨県富士山科学研究所 総務・企画課 [fujisanlb@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:fujisanlb@pref.yamanashi.lg.jp)

## (3) 回答方法

質問への回答は、令和6年3月1日（金）までに随時、参加表明書の提出者全員に電子メールで送付する。

## (4) その他

- ・電話や口頭での質問には応じない。
- ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者に問い合わせることがある。
- ・本企画提案に関係のない質問や本企画提案の公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

## 6 候補者選定方法等

### (1) 選定方法

提出された企画提案書等について、(2)の審査基準に基づき、複数の審査員により審査し、合計点が第1位の者を候補者とする（書面審査）。合計点が同一の場合は、審査員による協議の上、候補者を選定する。なお、合計点が最も高くても、仕様書に沿わない項目がある場合や得点が著しく低い項目がある場合は、候補者として選定しない場合がある。

### (2) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等の提出者全員に令和6年3月19日（火）までに書面により通知する。

### (4) 契約手続

- ・(1)により選定された候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。この際、企画提案書の内容を踏まえ、仕様書の変更についてもあわせて協議する。
- ・第1位の候補者との協議が整わず契約の見込みがない場合は、次点の者と協議を行う。

## 7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案の審査員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。

(6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

## 8 その他

- (1) 契約保証金は免除する。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 契約候補者が、選定から契約締結の間に「3 企画提案の参加資格」に掲げる事項を満たさなくなった場合や、「7 企画提案の無効」に該当する事実が判明した場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 企画提案書等の内容については、双方協議の上、仕様書に反映する場合がある。
- (7) 災害等不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続を中止・延期することがある。
- (8) この要項に定めのない事項については、その都度発注者が決定する。
- (9) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書（様式第5号）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、応募辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 9 企画提案に係る日程（予定）

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 募集開始       | 令和6年2月 6日（火）        |
| (2) 参加表明書等提出期限 | 令和6年2月27日（火）17時     |
| (3) 質問票提出期限    | 令和6年2月27日（火）17時     |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月 8日（金）正午      |
| (5) 書類審査       | 令和6年3月12日（火）        |
| (6) 選定結果通知     | 令和6年3月19日（火）        |
| (7) 仕様書等に関する協議 | 令和6年3月21日（木）～22日（金） |
| (8) 委託契約締結     | 令和6年3月25日（月）        |

審査基準表

評価対象内容	番号	項目	評価の観点	配点	
業務遂行能力	1	業務実績	過去に官公庁または地方公共団体からの受注事業等で同種業務、類似業務または関連業務の実績があるか。	15	5
	2	実施体制	組織体制や人員、業務に必要な専門知識を有する者の配置など、業務を実施する上での体制が十分に確保されているか。		10
業務実施方針等	3	実施方針の妥当性	業務の目的や内容を的確に把握し、妥当なものになっているか。	25	15
	4	工程の妥当性、効率性	日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。		10
業務提案	5	プランニングコンテストの実施	コンテストの周知方法が効果的であるか。また、コンテスト会場は周知に見合ったものとなっているか。	50	40
	6	採択事業者の取組実施状況に係る報告会の実施	報告会の実施方法は妥当なものとなっているか。		10
その他	7	その他の提案等	仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか。	10	5
	8	価格	見積額が相対的に安価か。 (5点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格)		5
			計	100	100

価格	9	見積価格	見積額が委託料上限額の範囲内で、かつ業務内容に対して妥当なものとなっているか（上限額を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする）。	適・不適	
----	---	------	--	------	--